

事業承継時判断材料チェックシート

No. /

| | |
|------|--|
| 住所 | |
| 企業名 | |
| 代表者名 | |

作成日 / /
 (例)〇〇事業承継ネットワーク事務局
 経営者保証コーディネーター

印

| | 必須書類 | 説明ポイント | 経営者保証Co 使用欄 | |
|---|---------|--|--|----|
| | | | 個別 | 総合 |
| ① | 事業承継計画書 | a 事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者である ※書式は任意。信用保証協会が定める事業承継計画書様式も可 | | |
| ② | 決算書 | b 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されている (税務署受付印が押印されている、または電子申告の確認資料(受付結果(受信通知)等)が添付されていること) | | |
| | | c 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない なお、事業資産の所有者が決算書で説明できない場合、所有資産明細書等を添付すること ⇒【追加書類】所有資産明細書等 ◆ 経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているか賃貸借契約書等を添付すること ⇒【追加書類】賃貸借契約証書等(写しでも可) | | |
| | | d 法人から経営者等への資金流用(貸付金、未入金、仮払金等)がない ◆ 貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明するため、契約書類等を添付すること ⇒【追加書類】金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可) | | |
| | | e 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない 具体的には、①役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと ②経営者やオーナー一族への資金流出・意図的な資産のシフトはしていないこと | | |
| | | f 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる ＜参考1＞EBITDA有利子負債倍率 [計算式](借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) 期 倍 期 倍 期 倍 ＜参考2＞フリーキャッシュフローの実績 [計算式]税引後当期利益+減価償却費 期 千円 期 千円 期 千円 ＜参考3＞純資産額の実績 期 千円 期 千円 期 千円 | | |
| | | g 試算表 (決算後3か月以内の場合には提出不要) | 金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること | |
| ④ | 資金繰り表 | h 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている | | |
| | | i 当面の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できること | | |

| | 任意書類 | 説明ポイント | 経営者保証Co 使用欄 | |
|---|--------------------------|---|----------------|--|
| ⑤ | 税理士法第33条の2に基づく添付書面 | j 決算書を確認する際の補強材料として使用 | | |
| ⑥ | 「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト | k 決算書を確認する際の補強材料として使用 | | |
| ⑦ | 事業計画書等 | l 事業承継後の事業方針や業績見通しが明確になっているか (ローカルベンチマーク等の財務分析資料を含む) | | |
| ⑧ | 社内管理体制図 | m 取締役会の適切な開催や、会計参与の設置、監査体制の確立等による社内管理体制の整備状況を説明できるか | | |
| ⑨ | 監査報告書 | n 公認会計士による会計監査、適正意見の確認 | | |

＜留意事項＞ 本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
 チェックシートの有効期限は、作成日から3か月以内。
 信用保証協会の事業承継特別保証を申込する場合は、信用保証協会の受付日が有効期限内である必要があります。